東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条(DB)/第52条(SA)との対比
(第11条)	(第52条)	
VI = 110	(A) 310	
1. 火災防護設備の基本設計方針	1. 火災防護設備の基本設計方針	【火災防護対策を講じる対象の差異】
設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわな	重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な	DB:火災防護上重要な機器等
いよう, <u>火災防護上重要な機器等</u> を設置する火災区域及び火災区画に対し	機能を損なう <u>おそれが</u> ないよう, <u>重大事故等対処施設</u> を設置する火災区域	SA: 重大事故等対処施設
て,火災防護対策を講じる。①a <mark>【11 条 1】</mark>	及び火災区画に対して,火災防護対策を講じる。①a <mark>【52条1】</mark>	
発電用原子炉施設は、火災によりその安全性が損なわれることがないよ		【DB特有の記載】
うに、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対		DB: 火災防護上重要な機器等の説明
象として重要度分類のクラス 1, クラス 2 及び安全評価上その機能を期待		
するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。		
火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器の中から原子炉		
の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器		
並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器		
とする。①b <mark>【11条2】</mark>		
医子尼克克特拉耳及阿尔特克耳克特克 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、		【DB特有の記載】
系統及び機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原		DB:火災防護審査基準の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維 はよるなみないまとい言う機能を表れて必要し、の計算を表現し、
子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能 を確保するための構築物、系統及び機器とする。①c【11条3】		持するために必要な構築物,系統及び機器」の詳細を記載
①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能		
②過剰反応度の印加防止機能		
③炉心形状の維持機能		
⑤未臨界維持機能		
⑥原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能		
⑦原子炉停止後の除熱機能		
<u>⑧炉心冷却機能</u>		
⑨工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能		
⑩安全上特に重要な関連機能		
⑪安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能		
②事故時のプラント状態の把握機能		
<u>⑬制御室外からの安全停止機能</u>		
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、		【DB特有の記載】
以初江初貝の灯廠又は闭し込の機能を行りる傳染物、糸板及り機論は、		【ロロ何何の記載】

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違簡所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第 11 条 (DB) /第 52 条 (SA) との対比
発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は 閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。①d【11 条4】		DB:火災防護審査基準の「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する 構築物,系統及び機器」の詳細を記載
建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等の配置も考慮し、火災区域として設定する。	建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている 区域を <u>重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備</u> の配置も考慮し、火災 区域として設定する。①b【52条2】	
建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な、発電用原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150m以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁、貫通部シール、防火犀、防火ダンパ等)により隣接する他の火災区域と分離するよう設定する。①c1、①c2【11条5】	低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3	
火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。 ①c3【11条6】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。
屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、 火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域として設定する。①g 【11 条 7】	屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、 重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故 対処設備の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を踏まえて 火災区域として設定する。 ①c【52条4】	【火災防護対策を講じる対象の差異,管理による対策の差異】 DB:火災防護上重要な機器等 屋外の火災区域は延焼防止を考慮した管理の実施 SA: 重大事故等対処施設
火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて 分割して設定する。①h 【11 条 8】	火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を <u>重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等</u> に応じて分割して設定する。	【火災防護対策を講じる対象の差異】 DB:火災防護上重要な機器等 SA: 重大事故等対処施設
設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、 火災の感知及び消火 <u>並びに火災の影響軽減</u> のそれぞれを考慮した火災防護 対策を講じる設計とする。①i 【11 条 9】	設定する火災区域及び火災区画に対して,以下に示す火災の発生防止, 火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とす る。	【火災防護対策の差異】 DB:火災の発生防止,感知及び消火,火災の影響軽減 SA:火災の発生防止,感知及び消火

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を行うことについて定める。①j【11条10】		【火災防護対策の差異による運用管理の差異】 DB:火災の発生防止,感知及び消火,火災の影響軽減 SA:火災の発生防止,感知及び消火
(1) 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策② 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止 対策は、火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素 を内包する設備を対象とする。③a 【11条11】	(1) 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策② 火災発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対 策は,火災区域内に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素 を内包する設備を対象とする。③a1 【52条5】	
潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。③c1,③e1【11条12】	潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる設計とするとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。3c1、3c2、3j1【52条7】	DB:火災防護上重要な機器等
潤滑油又は燃料油を内包する設備 <u>を設置する</u> 火災区域 <u>を有する</u> 建屋等は、火災の発生を防止するために、空調機器による機械換気を行う設計とする。③d1【11条13】 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。③f1【11条14】	潤滑油又は燃料油を内包する設備 <u>がある</u> 火災区域 <u>の</u> 建屋等は,火災の発生を防止するために,空調機器による機械換気を行う設計とする。③dl【52条8】 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は,貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。③el【52条9】	
火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は、溶接構造等による水素の漏えいを防止する設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却 設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の 漏えいを考慮しベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素を 内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよ う、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。③c2【11条15】3	とする。③f 【52 条 10】 水素を内包する設備の火災により、 <u>重大事故等に対処する機能</u> を損なわ	DB: DB設備である気体廃棄物処理系及び発電機水素ガス冷却設備の配管に対する「防爆」の詳細を記載 【火災防護対策を講じる対象の差異】 DB: 火災防護上重要な機器等

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
c2【11条15】 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために、以下に示すとおり、非常用電源又は常用電源から給電される送風機及び排風機による機械換気により換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。③d2【11条16】	水素を内包する設備である蓄電池及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために、以下に示すとおり、非常用電源又は常用電源から給電される送風機及び排風機による機械換気により換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 ③h 【52条12】	DB:蓄電池, 気体廃棄物処理設備, 発電機水素ガス設備, 水素ボンベ
	特に、重大事故等対処施設である緊急用 125 V 系蓄電池を設置する火災 区域は、常設代替高圧電源装置からも給電できる緊急用母線から供給され る耐震Sクラス又は基準地震動に対して機能維持可能な設計とする排風機 による機械換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう 設計する。③i 【52条 13】	
水素ボンベは、運転上必要な量のみを使用する設備ごとに貯蔵する設計とする。 ③f2 また、通常時は元弁を閉とする運用とする。 ③e4 【11 条 17】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:水素ボンベの通常閉運用は,設計基準対象施設の火災防護に関する 基本方針適用しているため記載しない。
火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度 検出器を設置し、設定濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。②a 【11 条 18】	火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度 検出器を設置し、設定濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。②a 【52条49】	
蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発報する 設計とし、3g直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。3h【11 条 19】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:個別注意事項については,設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。
放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、冷却が必要 な崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計 とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフ イルタ、HEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容 器や不燃シートに包んで保管する設計とする。②b【11条 20】		【DB設計方針の適用による差異】 SA: 個別注意事項については、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。
火災の発生防止のため、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必		【DB設計方針の適用による差異】

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場	* Opposition of Transport Table	SA:個別注意事項については、設計基準対象施設の火災防護に関する基
合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うととも		本方針適用しているため記載しない。
に、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計と		
<u>する。</u> ②c【11条21】		
火災の発生防止のため,火災区域には,可燃性の微粉を発生する設備や,		【DB設計方針の適用による差異】
金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置		SA: 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
しない設計とする。②e <mark>【11条 22】</mark>		載しない。
火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内		【DB設計方針の適用による差異】
に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
置しない設計とし、高温となる設備は、高温部分を保温材で覆うことによ		載しない。
り、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とす		
る。②f <mark>【11条23】</mark>		
火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、過電流によ		【DB設計方針の適用による差異】
る過熱や焼損を防止するために、保護継電器、遮断器により、故障回路を		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
早期に遮断する設計とする。②g 【11 条 24】		載しない。
電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。②h【11条25】		【DB設計方針の適用による差異】
		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
		載しない。
火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は	火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は	
火災区画における、水素の蓄積防止対策としては、社団法人火力原子力発	火災区画における、水素の蓄積防止対策としては、社団法人火力原子力発	
電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイ	電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイ	
ドライン(平成 17 年 10 月)」等に基づき,原子炉の安全性を損なうおそれ	ドライン(平成 17 年 10 月)」等に基づき,原子炉の安全性を損なうおそれ	
がある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。⑥, ⑦【11条 26】	がある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。⑥ [52条50]	
1	1. 了棒块针灯又及攀棒块针灯 0. / E P	「ルベリヤボルなと、誰トフル系の英田】
b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用	b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 また事状な特別な記念。 不燃焼けれては難燃焼けれたは用さる記念した	【火災防護対策を講じる対象の差異】
火災防護上重要な機器等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計	<u>重大事故等対処施設</u> は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下、「代替材	
	不然性材料又は難然性材料と向寺以上の性能を有するもの(以下,「代替材料」という。)を使用する設計、又は、重大事故等対処施設の機能を確保す	SA. 里八尹以守刈処旭取
	171」 C v ノ。/ で区川 y 切取目, 入は, 里八手取寺科だ肥政が放胀を惟休 9	

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第 11 条(D B)/第 52 条(S A)との対比
使用する設計、又は、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために	るために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系	
必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系統及び機	統及び機器における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準	
器における火災に起因して他の <u>火災防護上重要な機器等</u> において火災が発	事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる	
生することを防止するための措置を講じる設計とする。④f 【11条27】	設計とする。④f 【52条17】	
<u>火災防護上重要な機器</u> に使用するケーブルは、実証試験により自己消火	<u>重大事故等対処施設</u> に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性	【DB特有の記載】
性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	DB:火災防護上重要な機器等
火災防護上重要な機器に使用するケーブルのうち、実証試験により延焼	重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、実証試験により延焼性	SA: 重大事故等対処施設
性が確認できない非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルに引き替えて	が確認できない非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルに引き替えて使	
使用する。ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブ	用する。ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブル	
ルを使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保すること	を使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保することを	
を確認した上で使用する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の火	確認した上で使用する設計,又は当該ケーブルの火災に起因して他の <u>火災</u>	
<u>災防護上重要な機器等</u> において火災が発生することを防止するための措置	<u>防護上重要な機器等</u> において火災が発生することを防止するための措置を	
を講じる設計とする。④b <mark>【11 条 27-1】</mark>	講じる設計とする。④b <mark>【11 条 17-1】</mark>	
火災防護上重要な機器等のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、	重大事故等対処施設を構成する構築物、系統及び機器のうち、機器、配	【火災防護対策を講じる対象の差異】
盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び	管,ダクト,トレイ,電線管,盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な	DB:火災防護上重要な機器等
当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金	構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレ	SA: 重大事故等対処施設
属材料,又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。 ④al	ス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を	
	使用する設計とする。	
配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用	配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用	
が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒され	が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒され	
ることのない設計とする。④al 【11 条 28】	ることのない設計とする。④a <mark>【52条18】</mark>	
金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた	金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた	【火災防護対策を講じる対象の差異】
機器躯体内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の火災防護	機器躯体内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の <u>重大事故</u>	DB:火災防護上重要な機器等
上重要な機器等に延焼しない設計とする。 ④a2 【11 条 29】	等対処施設及び設計基準事故対処設備を構成する構築物、系統及び機器に	SA: 重大事故等対処施設
	延焼しない設計とする。④a <mark>【52条19】</mark>	
<u>火災防護上重要な機器等に使用する</u> 保温材は、ロックウール、ガラス繊		【DB設計方針の適用による差異】
維,ケイ酸カルシウム,パーライト,金属等,平成12年建設省告示第1400		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
号に定められたもの、又は建築基準法で不燃性材料として認められたもの		載しない。
を使用する設計とする。④d <mark>【11 条 30】</mark>		
<u>火災防護上重要な機器等</u> を設置する建屋の内装材は,建築基準法で不燃		【DB設計方針の適用による差異】

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条(DB)/第52条(SA)との対比
性材料として認められたものを使用する設計とする。④el【11 条 31】		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。
ただし,管理区域の床に塗布されている耐放射線性のコーティング剤等		【DB設計方針の適用による差異】
は,不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること,難燃性が確認さ		SA:設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記
れた塗料であること,加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこ		載しない。
と,原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等に		
は不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。④e2		
また、中央制御室の床面は、防炎性能を有するカーペットを使用する設		
<u>計とする。</u> ④g <mark>【11 条 32】</mark>		
火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには、実証試験により自己	<u>重大事故等対処施設</u> に使用するケーブルには、実証試験により自己消火	【火災防護対策を講じる対象の差異】
消火性(UL 垂直燃焼試験)及び延焼性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合	性(UL 垂直燃焼試験)及び延焼性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合は	DB: 火災防護上重要な機器等
は IEEE1202) 垂直トレイ燃焼試験) を確認した難燃ケーブルを使用する設計	IEEE1202) 垂直トレイ燃焼試験) を確認した難燃ケーブルを使用する設計と	SA: 重大事故等対処施設
とする。	する。	
ただし、 <u>火災防護上重要な機器等</u> に使用するケーブルには,自己消火性	ただし、重大事故等対処施設に使用するケーブルには、自己消火性を確	
を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが,延焼性を確認する IEEE383 垂	認するUL垂直燃焼試験は満足するが,延焼性を確認する IEEE383 垂直ト	
直トレイ燃焼試験の要求を満足しない非難燃ケーブルがある。	レイ燃焼試験の要求を満足しない非難燃ケーブルがある。	
したがって,非難燃ケーブルについては,原則,難燃ケーブルに引き替	したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに引き替	
えて使用する設計と <u>す</u> る。ただし、ケーブルの引き替えに伴い安全上の課	えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの引き替えに伴い安全上の課	
題が生じる場合には,非難燃ケーブルを使用し,施工後の状態において,	題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、	
以下に示すように範囲を限定した上で,難燃ケーブルと同等以上の難燃性	以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルと同等以上の難燃性	
能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計とする。	能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計とする。	
・ケーブルの引き替えに伴う課題が回避される範囲	・ケーブルの引き替えに伴う課題が回避される範囲	
・難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲	・難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲	
(a) 複合体を形成する設計	(a) 複合体を形成する設計	
複合体は,難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。	複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。	
このため、複合体外部及び複合体内部の火災を想定した設計とする。	このため、複合体外部及び複合体内部の火災を想定した設計とする。	
また、複合体は、防火シートが与える化学的影響、複合体内部への熱の	また、複合体は、防火シートが与える化学的影響、複合体内部への熱の	
蓄積及び重量増加を考慮しても非難燃ケーブル及びケーブルトレイの機能	蓄積及び重量増加を考慮しても非難燃ケーブル及びケーブルトレイの機能	
が損なわれないことを確認するとともに,施工後において,複合体の難燃	が損なわれないことを確認するとともに、施工後において、複合体の難燃	
性能を維持する上で,防火シートのずれ,隙間及び傷の範囲を考慮する設	性能を維持する上で、防火シートのずれ、隙間及び傷の範囲を考慮する設	
計とし、これらを実証試験により確認して使用する設計とする。	計とし、これらを実証試験により確認して使用する設計とする。	

東二工事計画認可申請書 基本設計方針(DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は,相違箇所】	第11条(DB)/第52条(SA)との対比
イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計	イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計	
複合体は,外部の火災に対して,不燃材の防火シートにより外部からの	複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの	
火炎を遮断し,直接ケーブルに火炎が当たり燃焼することを防止すること	火炎を遮断し,直接ケーブルに火炎が当たり燃焼することを防止すること	
こより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。	により、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。	
このため、複合体は、火炎を遮断するため、非難燃ケーブルが露出しな	このため、複合体は、火炎を遮断するため、非難燃ケーブルが露出しな	
いように非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状	いように非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い,その状	
態を維持するため結束ベルトで固定する設計とする。	態を維持するため結束ベルトで固定する設計とする。	
実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、防火シートが遮炎性	実証試験では,この設計の妥当性を確認するため,防火シートが遮炎性	
を有していること,その上で,複合体としては,延焼による損傷長が難燃	を有していること、その上で、複合体としては、延焼による損傷長が難燃	
ケーブルよりも短くなることを確認した上で使用する。	ケーブルよりも短くなることを確認した上で使用する。	
ロ. 複合体内部の火災を想定した場合の設計	ロ. 複合体内部の火災を想定した場合の設計	
複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に	複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に	
対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブ	対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブ	
ルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。	ルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。	
このため、複合体は、「イ.複合体外部の火災を想定した場合の設計」に	このため、複合体は、「イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計」に	
加え、複合体内部の延焼を燃え止まらせるため、ケーブルトレイが火災区	加え、複合体内部の延焼を燃え止まらせるため、ケーブルトレイが火災区	
画の境界となる壁, 天井又は床を貫通する部分に耐火シールを処置し, 延	画の境界となる壁,天井又は床を貫通する部分に耐火シールを処置し,延	
尭の可能性のあるケーブルトレイ設置方向にファイアストッパを設置する	焼の可能性のあるケーブルトレイ設置方向にファイアストッパを設置する	
役計とする。	設計とする。	
また、複合体内部の火炎が外部に露出しないようにするため、防火シート間を重ねて覆う設計とする。	また,複合体内部の火炎が外部に露出しないようにするため,防火シート間を重ねて覆う設計とする。	
実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、複合体内部の火炎に	実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、複合体内部の火炎に	
対して自己消火し燃え止まること、防火シートで複合体内部の酸素量を抑	対して自己消火し燃え止まること、防火シートで複合体内部の酸素量を抑	
制することにより耐延焼性を確保できることを確認した上で使用する。	制することにより耐延焼性を確保できることを確認した上で使用する。	
ハ. 複合体外部の火災に対する難燃性能評価	ハ. 複合体外部の火災に対する難燃性能評価	
(イ) 自己消火性の確認	(イ) 自己消火性の確認	
複合体外部の火災に対する自己消火性については、不燃材の防火シート	複合体外部の火災に対する自己消火性については,不燃材の防火シート	
で火炎が遮られることから、ケーブルが発火する複合体内部の火災で確認	で火炎が遮られることから、ケーブルが発火する複合体内部の火災で確認	
する。	する。	
(ロ) 耐延焼性の確認	(ロ) 耐延焼性の確認	
i . 防火シートの遮炎性の維持	i.防火シートの遮炎性の維持	

・防火シートの遮炎性について、実機の火災荷重を考慮した防火シート

・防火シートの遮炎性について、実機の火災荷重を考慮した防火シート

DB/ SAの対比索(外次的设設側)		
東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
の加熱試験(限界性能試験)を実施し,防火シートの損傷,火炎の噴	の加熱試験(限界性能試験)を実施し、防火シートの損傷、火炎の噴	
出等が発生しない範囲の確認により遮炎性能を評価する。	出等が発生しない範囲の確認により遮炎性能を評価する。	
・防火シートの重ね部の遮炎性について、建築基準法の防火設備に求め	・防火シートの重ね部の遮炎性について、建築基準法の防火設備に求め	
られる遮炎性試験を準拠して実施し、遮炎性を評価する。	られる遮炎性試験を準拠して実施し、遮炎性を評価する。	
ii. 難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性	ii. 難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性	
・試験条件の考え方のフローに基づき選定された供試体について,難燃	・試験条件の考え方のフローに基づき選定された供試体について、難燃	
ケーブルの耐延焼性試験に燃焼条件を準拠させた試験を実施し、複合	ケーブルの耐延焼性試験に燃焼条件を準拠させた試験を実施し、複合	
体内ケーブルの損傷長と難燃ケーブルの損傷長を比較評価する。	体内ケーブルの損傷長と難燃ケーブルの損傷長を比較評価する。	
・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)	・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)	
・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ)	・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ)	
ニ. 複合体内部の火災に対する難燃性能評価	ニ. 複合体内部の火災に対する難燃性能評価	
(イ) 自己消火性の確認	(イ) 自己消火性の確認	
複合体内部の火災を想定した自己消火性の試験を実施し、複合体が自己	複合体内部の火災を想定した自己消火性の試験を実施し、複合体が自己	
消火することを確認する(保守的な条件として,燃焼の3要素である酸素	消火することを確認する(保守的な条件として,燃焼の3要素である酸素	
の供給が防火シートで妨げられないように、非難燃ケーブル単体による自	の供給が防火シートで妨げられないように、非難燃ケーブル単体による自	
己消火性の試験で確認する)。	己消火性の試験で確認する)。	
(ロ) 耐延焼性の確認	(ロ) 耐延焼性の確認	
i. 複合体の耐延焼性	i. 複合体の耐延焼性	
内部ケーブルをバーナで燃焼させる耐延焼性試験を実施し、バーナ停止	内部ケーブルをバーナで燃焼させる耐延焼性試験を実施し、バーナ停止	
後,複合体が燃え止まることを確認評価する。	後、複合体が燃え止まることを確認評価する。	
・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)	・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)	
・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ)	・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ)	
(ハ) 防火シートによる酸素量抑制空間の維持	(ハ) 防火シートによる酸素量抑制空間の維持	
i. 過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価	i. 過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価	
過電流火災は、導体が熱源となり絶縁体及びシースが加熱されて発生す	過電流火災は、導体が熱源となり絶縁体及びシースが加熱されて発生す	
る可燃性ガスが発火温度に至り発火するため、この現象を導体に代えてマ	る可燃性ガスが発火温度に至り発火するため、この現象を導体に代えてマ	
イクロヒータで模擬し、ケーブルから発生する可燃性ガス及びケーブルか	イクロヒータで模擬し、ケーブルから発生する可燃性ガス及びケーブルか	
らの発火により、防火シートに与える影響を確認し、外部からの酸素供給	らの発火により、防火シートに与える影響を確認し、外部からの酸素供給	
パスとなる防火シートの損傷がないことを評価する。	パスとなる防火シートの損傷がないことを評価する。	

ホ. 複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様

複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様を満足した防火シー

ホ. 複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様

複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様を満足した防火シー

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA)	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は,相違箇所】	第11末 (DB) / 第62末 (3A) との利比
トの施工ができることを確認するものの、試験条件として保守的な条件を	トの施工ができることを確認するものの、試験条件として保守的な条件を	
設定し,耐延焼性試験を実施する。	設定し、耐延焼性試験を実施する。	
(イ) 複合体外部の火災に対する耐延焼性評価	(イ) 複合体外部の火災に対する耐延焼性評価	
i.保守的にファイアストッパ及び結束ベルト1箇所が脱落し,シート間に	i.保守的にファイアストッパ及び結束ベルト1箇所が脱落し,シート間に	
ずれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施	ずれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施	
し、複合体が燃え止まることを確認する。	し、複合体が燃え止まることを確認する。	
ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに	ii.実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに	
傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がフ	傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がフ	
ァイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブ	ァイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブ	
ル露出を設定した試験で包絡)。	ル露出を設定した試験で包絡)。	
(ロ) 複合体内部の火災に対する耐延焼性評価	(ロ) 複合体内部の火災に対する耐延焼性評価	
i.保守的にファイアストッパ及び結束ベルト1箇所が脱落し,シート間に	i.保守的にファイアストッパ及び結束ベルト1箇所が脱落し,シート間に	
ずれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施	ずれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施	
し、複合体が燃え止まることを確認する。	し、複合体が燃え止まることを確認する。	
ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに	ii.実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに	
傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がフ	傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がフ	
ァイアストッパにて燃え止まることを確認する (防火シート間にケーブ	ァイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブ	
ル露出を設定した試験で包絡)。	ル露出を設定した試験で包絡)。	
へ. 複合体の設計上考慮すべき事項に関する確認項目	へ. 複合体の設計上考慮すべき事項に関する確認項目	
複合体を形成するにあたり複合体の難燃性能を確保するための耐性や、	複合体を形成するにあたり複合体の難燃性能を確保するための耐性や、	
ケーブル及びケーブルトレイの持つ電気的機能及び機械的機能への影響を	ケーブル及びケーブルトレイの持つ電気的機能及び機械的機能への影響を	
確認する。	確認する。	
(イ) 複合体としての難燃性能	(イ) 複合体としての難燃性能	
複合体の難燃性能を確保するために必要な性能として、使用環境による	複合体の難燃性能を確保するために必要な性能として,使用環境による	
防火シートの耐久性,外力(地震)からの耐性(被覆性)を確認する。	防火シートの耐久性,外力(地震)からの耐性(被覆性)を確認する。	
i.耐久性(腐食,経年劣化)	i.耐久性(腐食,経年劣化)	
・実機使用環境下における防火シート及び結束ベルトの耐性に問題ない	・実機使用環境下における防火シート及び結束ベルトの耐性に問題ない	
ことを確認する。	ことを確認する。	
・高温及び放射線環境下における防火シート及び結束ベルトの耐久性に	・高温及び放射線環境下における防火シート及び結束ベルトの耐久性に	
問題ないことを確認する。	問題ないことを確認する。	
ii.外力(地震)による健全性	ii.外力(地震) による健全性	

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
・想定する外力(地震)で結束ベルトが外れないこと、ケーブルが露出	***************************************	
しないこと及び垂直トレイではファイアストッパが外れないことを確	しないこと及び垂直トレイではファイアストッパが外れないことを確	
認する。	認する。	
1) ケーブル及びケーブルトレイの保有機能	(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの保有機能	
複合体はケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆ったものである	複合体はケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆ったものである	
め、防火シートがケーブル及びケーブルトレイの機能に与える影響が軽	ため、防火シートがケーブル及びケーブルトレイの機能に与える影響が軽	
であり,ケーブル及びケーブルトレイの許容範囲内であることを以下の	微であり、ケーブル及びケーブルトレイの許容範囲内であることを以下の	
目により確認する。	項目により確認する。	
. 防火シートによる電気的機能への影響	i. 防火シートによる電気的機能への影響	
・ケーブルについては、電動機等の機器を動かすために必要となる電流	・ケーブルについては、電動機等の機器を動かすために必要となる電流	
を供給する機能である通電機能、電源盤から電動機等の機器間に印加	を供給する機能である通電機能,電源盤から電動機等の機器間に印加	
される電圧により絶縁破壊することがないように絶縁体に求められる	される電圧により絶縁破壊することがないように絶縁体に求められる	
絶縁機能について問題ないか確認する。	絶縁機能について問題ないか確認する。	
. 防火シートによる機械的機能への影響確認	ii. 防火シートによる機械的機能への影響確認	
・ケーブル敷設時の摩擦や外部からの接触等により絶縁体に傷がつかな	・ケーブル敷設時の摩擦や外部からの接触等により絶縁体に傷がつかな	
いようにシースに求められる保護機能及びケーブルトレイに求められ	いようにシースに求められる保護機能及びケーブルトレイに求められ	
るケーブル保持機能について、防火シートによる影響がないかを確認	るケーブル保持機能について、防火シートによる影響がないかを確認	
する。	する。	
. 基本設計に関する確認項目	ト. 基本設計に関する確認項目	
設計目標を達成確認項目・方法に基づき満足するものが設計方針(基本設	設計目標を達成確認項目・方法に基づき満足するものが設計方針(基本設	
)となる。また,実機施工に対する詳細設計及び施工管理の詳細について	計)となる。また、実機施工に対する詳細設計及び施工管理の詳細について	
,確認結果を踏まえて設定する。	は、確認結果を踏まえて設定する。	
ここでは、詳細設計及び施工管理の詳細を設定するに先立ち、基本設計	ここでは、詳細設計及び施工管理の詳細を設定するに先立ち、基本設計	
目的である難燃性能を確保していること,及び施工性について確認する	の目的である難燃性能を確保していること、及び施工性について確認する	
目を以下に示す。	項目を以下に示す。	
() 複合体外部の火災	(イ) 複合体外部の火災	
. 自己消火性の確認	i.自己消火性の確認	
. 耐延焼性の確認	ii. 耐延焼性の確認	
. 複合体被覆となる防火シートの遮炎性の維持	iii. 複合体被覆となる防火シートの遮炎性の維持	
. 複合体難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性	iv. 複合体難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性	

・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)

・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組合せ)

・複合体構成品の組合せ(供試体の仕様)

・試験条件(実機敷設状態を考慮した供試体との組合せ)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第 11 条 (DB) /第 52 条 (SA) との対比
【下線部は,相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	第 11 未 (DB) / 第 52 未 (3 A) との利比
(ロ) 複合体内部の火災	(ロ) 複合体内部の火災	
i.自己消火性の確認	i.自己消火性の確認	
ii. 耐延焼性の確認	ii. 耐延焼性の確認	
iii. 複合体の耐延焼性	iii. 複合体の耐延焼性	
iv. 防火シートによる酸素量抑制空間の維持	iv. 防火シートによる酸素量抑制空間の維持	
・過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価	・過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価	
(ハ) 代替措置の施工性の確認	(ハ) 代替措置の施工性の確認	
i.ケーブルトレイ形状における防火シートの施工性	i.ケーブルトレイ形状における防火シートの施工性	
チ. その他詳細設計に係る確認項目	チ. その他詳細設計に係る確認項目	
基本設計として確認できた複合体について,実機への施工を考慮した詳	基本設計として確認できた複合体について、実機への施工を考慮した詳	
細設計に係る確認項目として、基本設計としての難燃性能の確保、及び施	細設計に係る確認項目として、基本設計としての難燃性能の確保、及び施	
工性以外の項目について,以下に示す。	工性以外の項目について、以下に示す。	
(イ) 難燃性能に対する設計余裕	(イ) 難燃性能に対する設計余裕	
i. 想定外の不完全状態に対する耐延焼性の確保	i . 想定外の不完全状態に対する耐延焼性の確保	
ii.複合体外部の火災に対する耐延焼性	ii. 複合体外部の火災に対する耐延焼性	
・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認	・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認	
・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認	・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認	
iii. 複合体内部の火災に対する耐延焼性	iii. 複合体内部の火災に対する耐延焼性	
・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認	・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認	
・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認	・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認	
(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの安全機能に係る設計の妥当性	(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの安全機能に係る設計の妥当性	
i.防火シートによるケーブルへの影響	i.防火シートによるケーブルへの影響	
• 通電機能	• 通電機能	
• 絶縁機能	• 絶縁機能	
• 化学的影響	・化学的影響	
ii. 防火シートによるケーブルトレイへの影響	ii. 防火シートによるケーブルトレイへの影響	
• 化学的影響	・化学的影響	
・重量増加の影響	・重量増加の影響	

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針(SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
i.実機状況を踏まえた防火シートの施工性 (狭隘部, 干渉部)	i.実機状況を踏まえた防火シートの施工性(狭隘部,干渉部)	
(b) 電線管に収納する設計 複合体とするケーブルトレイから <u>火災防護上重要な機器</u> に接続するために電線管で敷設される非難燃ケーブルは,火災を想定した場合にも延焼が発生しないように,電線管に収納するとともに,電線管の両端は電線管外部からの酸素供給防止を目的として,難燃性の耐熱シール材を処置する設計とする。④b【11条33】	(b) 電線管に収納する設計 複合体とするケーブルトレイから <u>重大事故等対処施設</u> に接続するために 電線管で敷設される非難燃ケーブルは,火災を想定した場合にも延焼が発 生しないように,電線管に収納するとともに,電線管の両端は電線管外部 からの酸素供給防止を目的として,難燃性の耐熱シール材を処置する設計 とする。④b 【52 条 21】	
火災防護上重要な機器等のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No. 11A-2003(空気洗浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気洗浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。④c【11 条34】		DB:火災防護上重要な機器等
火災防護上重要な機器等のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。④h【11 条 35】		【火災防護対策を講じる対象の差異】 DB:火災防護上重要な機器等 SA:重大事故等対処施設
c. 自然現象による火災の発生防止 落雷によって,発電用原子炉施設内の構築物,系統及び機器に火災が発生しないように,避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。⑤a 【11条36】	c. 自然現象による火災の発生防止 落雷によって,発電用原子炉施設内の構築物,系統及び機器に火災が発生しないよう,避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。⑤a【52条23】	
火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。⑤b【11条37】	重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い、耐震設計を行う設計とする。⑤b【52条24】	DB:火災防護上重要な機器等
(2) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、火災防護上重要な機器等に対して、早 期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する 設計とする。⑧a【11条38】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置さ	(2) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、 <u>重大事故等対処施設</u> に対して、早期の 火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計 とする。 火災感知設備及び消火設備については、火災区域又は火災区画に設置さ	SA: 重大事故等対処施設

東二工事計画認可申請書	基本設計方針	(DB)
【下線部は,	相違箇所】	

れた火災防護上重要な機器等の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を「れた重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる「DB:火災防護上重要な機器等 維持できる設計とする。 (9a 【11 条 39】

a. 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮し、火災感 応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ式の 設置する設計とする。

ただし、 発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋 外等は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で|外等は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で 感知することができ、火災の早期感知が可能な非アナログ式の炎感知器や、 火災区域又は火災区画の環境条件等により、非アナログ式の防爆型熱感知 器及び防爆型煙感知器,非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式), 放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器等を組み合わせて設置す る設計とする。 8b【11 条 40】

火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作 動状況を常時監視できる設計とする。また、受信機盤は、構成されるアナ ログ式の受信機により、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計と する。 ®d, ®e 【11 条 41】

火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよ うに蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、原子炉の高温停止 及び低温停止に必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は 閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災 区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用電源より供給する設計とす る。®c【11条42】

火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、 機能を保持する設計とする。【11 条 43】

屋外に設置する火災感知設備は、-20 ℃まで気温が低下しても使用可能 な火災感知設備を設置する設計とする。
9b2【11条44】

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は,相違箇所】

設計とする。

a. 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮し、火災感 DB:火災防護上重要な機器等 知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等の種類に 知器を設置する火災区域又は火災区画の重大事故等対処施設の種類に応じ 、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知 煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて|器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置す る設計とする。(8)b

> ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋 感知することができ、火災の早期感知が可能な非アナログ式の炎感知器や、 火災区域又は火災区画の環境条件等により、非アナログ式の防爆型熱感知 器及び防爆型煙感知器,非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式), 放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器等を組み合わせて設置す る設計とする。(8)b【52条 26】

> 火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作 動状況を常時監視できる設計とする。また、受信機盤は、構成されるアナ ログ式の受信機により、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計と する。(11条®d, 11条®e) 【52条 26-1】

火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能と なるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。緊急時対策所建屋 DB:火災防護上重要な機器等 を除く重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設 備に供給する電源は、非常用電源及び緊急用電源より供給する設計とする。

第11条(DB)/第52条(SA)との対比

SA: 重大事故等対処施設

【火災防護対策を講じる対象の差異】

SA: 重大事故等対処施設

【火災防護対策を講じる対象の差異、DBとSAの仕様条件の差異】

外部電源において電源を確保

S A: 重大事故等対処施設

外部電源及び全交流動力電源喪失においても電源確保

【DB設計方針の適用による差異】

SA:「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 適用しているため記載しない。

【DB設計方針の適用による差異】

SA:「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 適用しているため記載しない。

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
b. 消火設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。また、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。⑩a, ⑧i, ⑧f【11 条 45】	損, 誤作動又は誤操作が起きた場合においても, <u>重大事故等に対処するために必要な</u> 機能を損なわない設計とする。また, 設備の破損, 誤作動又は	DB:火災防護上重要な機器等,原子炉を安全に停止させるための機能
原子炉格納容器 <u>は、運転中は窒素に置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた消火ができる</u> 設計とする。火災の早期消火を図るために、原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて、自衛消防隊(運転員、消防隊)の訓練を実施する。8j1、8j2		【SAは、DBの説明に加えて、パージ用排風機による排気ができる設計を説明していることによる差異】 SA:DBに加えて、パージ用排風機による排気の説明も補足した。
中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室床下コンクリートピットについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備(局所)を設置する設計とする。 ② k 【11条47】		【火災防護対策を講じる対象の差異】 DB:影響軽減として、中央制御室制御盤及び中央制御室床下コンクリートピットの系統分離対策の設計を記載している。
c. 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。8 【11 条 48】	c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。	【火災防護対策を講じる対象の差異】 DB:火災防護上重要な機器等 SA: 重大事故等対処施設
(a) 消火設備の消火剤の容量 <u>イ.</u> 消火設備の消火剤は、消防法施行規則に基づく容量を配備する設計と <u>する。</u> 811 【11 条 49】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「消火剤の容量」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 を適用しているため記載なし。
ロ. 消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する設計とする。 812 【11条50】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「最大放水量の確保」は,設計基準対象施設の火災防護に関する基本 方針を適用しているため記載なし。

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第 11 条 (D B) /第 52 条 (S A) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	3, 11 x (D D) / 3, 02 x (O11) C 13, 15
ハ. 屋内,屋外の消火栓は,消防法施行令に基づく容量を確保する設計す		【DB設計方針の適用による差異】
<u>る。</u> ⑧q <mark>【11条51】</mark>		SA:「消火剤の容量」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針
		を適用しているため記載なし。
(1) W 1 = 1, th = -7 (+ th)	(1) NV 1=0.00 = 7.60.00 D	
(b) 消火設備の系統構成	(b) 消火設備の系統構成	【DB設計方針の適用による差異】
イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源は、屋内の火災区域又は火災区画用としては、ろ		SA:「消火設備の系統構成」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。
個水田が映稿ボの小原は、屋内の火火区域又は火火区画用としては、つ 過水貯蔵タンク、多目的タンクを設置し、構内(屋外)の火災区域用とし		平方町を適用しているにめ記載なし。
一 では、原水タンク、多目的タンクを設置し多重性を有する設計とする。		
ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプをそれぞれ1台ずつ設置し、多様性を		
有する設計とする。 8 nl 【11条 52】		
ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ		
用燃料タンクに貯蔵する。 ⑧nl 【11 条 53】		
ロ. 系統分離に応じた独立性	ロ. 系統分離に応じた独立性	【SA特有の記載】
原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及	重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設	SA設備: 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にそ
び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に	備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう,区分分離	の機能が損なわれるおそれがないよう、区分分離や位置的分散を図る設計
設置されるハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設	や位置的分散を図る設計とする。	であることを記載。
備(全域)は以下に示すとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計と	重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画,及び設計基準事故対	
する。	処設備のある火災区域又は火災区画に設置する全域ガス消火設備は、上記	
(イ) 動的機器である選択弁は多重化する。	の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。®e【52条31】	DB設備:系統分離に応じた独立性を備えた設計として、動的機器の多重
(イ) 動的機器である選択升は多単化する。 (ロ) 容器弁及びボンベを必要数より 1 つ以上多く設置する。 8h【11 条		DB 畝佣: 糸板分離に応した独立性を備えた畝計として, 期的機器の多里 化を図る設計であることを記載。
(日) 存給开及びかど、を必要数より 1 つめ上多く改直する。 1 1 末 54]		11年図の収引(めることを記載。
UT 1		
ハ. 水消火設備の優先供給		【DB設計方針の適用による差異】
消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離		SA:「水消火設備の優先供給」は、設計基準対象施設の火災防護に関する
弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。		基本方針を適用しているため記載なし。
⑧m <mark>【11条55】</mark>		
() NV [=0.744	() W Lauth o Airth (1	
(c) 消火設備の電源確保	(c) 消火設備の電源確保	【DB設計方針の適用による差異】
ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように蓄電池により電源を確保する設計とする。 ®r1 [11 条 56]		SA:「消火設備の電源確保」は、一部、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。(SA特有は記載)
<u> </u>		y る密本力到を適用しているため記載なし。(SA特別は記載)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
二酸化炭素自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)(ケーブルトレイ用の消火設備は除く)は、外部電源喪失時にも消火が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設ける設計とし、 ⑧r2 ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備(局所)は、作動に電源が不要な設計とする。 ⑧r3 【11 条 57】	緊急時対策所の火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備(全域),二酸化炭素自動消火設備(全域)は,外部電源喪失時にも消火ができるように,緊急時対策所用発電機から受電できる設計とするとともに,緊急時対策所用発電機からの電源が供給されるまでの間,設備の作動に必要な蓄電池を設け,電源を確保する設計とする。⑧1 [52条38]	
(d) 消火設備の配置上の考慮 イ. 火災に対する二次的影響の考慮 ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)消火設備のボンベ及び制御盤は、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置し、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。⑧s【11条58】 ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等に影響を及ぼさない設計とする。⑧s【11条59】 消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。⑧s【11条60】 ハロゲン化物自動消火設備(局所)は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備については、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤を留める設計とする。また、消火対象と十分に離れた位置にボンベ及び制御盤等を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等に及ばない設計とする。⑧s【11条61】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「火災に対する二次的影響の考慮」は、設計基準対象施設の火災防護 に関する基本方針を適用しているため記載なし。

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
ロ. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に 堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理 設備に回収し、処理する設計とする。⑧t 【11条62】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「管理区域からの放出消火剤の流出防止」は,設計基準対象施設の火 災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。
ハ. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消 火栓は,消防法施行令に準拠し,全ての火災区域の消火活動に対処できる ように配置する設計とする。⑧o【11 条 63】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「消火栓の配置」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 を適用しているため記載なし。
(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ,ディーゼル駆動消火ポンプ,ハロゲン化物自動 消火設備(全域)等の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に吹 鳴する設計とする。⑧u【11条64】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「消火設備の故障警報」は,設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。
ロ. 固定式ガス消火設備等の職員退避警報 固定式ガス消火設備であるハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸 化炭素自動消火設備(全域)は,作動前に職員等の退出ができるように警 報または音声警報を吹鳴する設計とする。⑧g【11条65】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「固定式ガス消火設備等の職員退避警報」は,設計基準対象施設の火 災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。
(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計と する。 屋外消火栓本体はすべて、凍結を防止するため、消火栓内部に水が溜ま		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 を適用しているため記載なし。
らないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。⑨b1【11条66】ロ. 風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプ等の機器は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、流れ込む水の影響を受けにくい建屋内に配置する設計とする。⑨c【11条67】		【DB設計方針の適用による差異】 SA:「風水害対策」は,設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を 適用しているため記載なし。

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
八. 地盤変位対策	【广脉动脉、 阳连固剂】	【DB設計方針の適用による差異】
地震時における地盤変位対策としては、水消火配管のレイアウト、配管		SA: 「地盤変位対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針
支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位に		SA. 「地盤変世別水」は、成計 医中内家地域の八次の設に関する医中力町 を適用しているため記載なし。
よる変形を配管系統全体で吸収する設計とする。 さらに、屋外消火配管が		を適用しているため記載なし。
破断した場合でも消防車を用いて屋内消火枠へ消火用水の供給ができるよ		
うに、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 ②d [11 条 68]		
(g) その他		【DB設計方針の適用による差異】
イ. 移動式消火設備		SA:「移動式消火設備」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方
移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材		針を適用しているため記載なし。
を備え付けている移動式消火設備を2台(予備1台を含む)配備する設計		
とする。®p <mark>【11条69】</mark>		
. N/ L III de 24 07 01		
口. 消火用非常照明		【DB設計方針の適用による差異】
建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路に		SA:「消火用非常用照明」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本
は、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間の分が現場の発動を発展し、19世間以上の		方針を適用しているため記載なし。
間 20 分に現場への移動等の時間(最大約 1 時間)も考慮し、12 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。⑧v【11 条 70】		
谷里の台电他を内職する忠明辞具を改直する改計とする。 (MV 111 宋 10)		
ハ. ポンプ室の煙の排気対策		【DB設計方針の適用による差異】
		SA:「煙の排気対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針
とも迅速に消火できるよう固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のために		を適用しているため記載なし。
運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれが		
あることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気		
<u>する設計とする。</u> 8w 【11 条 71】		
ニ. 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備		SA:「未臨界の確保」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針
使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵すること		を適用しているため記載なし。
で未臨界性が確保される設計とする。 8x1 【11 条 72】		Cagnio C. Gressiana a og
新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火用水が放水され、水分		
雰囲気に満たされた最適減速状態となっても未臨界性が確保される設計と		
<u>する。⑧x2<mark>【11条73】</mark></u>		
使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有		
する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封		
<u>入し貯蔵する設計であり、消火用水が放水されても容器内部に浸入するこ</u>		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針(DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	
<u>とはない。⑧x3【11 条 73-1】</u>		
(-) [(// - []/// []//		I Well-thirty Very
(3) 火災の影響軽減		【火災防護対策の差異】
a. 火災の影響軽減対策		DB: 火災の発生防止, 感知及び消火, 火災の影響軽減
火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が		SA:火災の発生防止,感知及び消火
発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため		(以下,影響軽減はすべて同様の差異)
に必要な機能,及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために		
必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等		
<u>とする。⑪a<mark>【11条74】</mark></u>		
火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するた		
めには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要		
であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低		
温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも一つ確保するよ		
このため、火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御		
に必要となる火災防護対象ケーブルについて以下に示すいずれかの系統分		
離対策を講じる設計とする。 ① c 【11 条 76】		
PENAR CHY CONKIL C / So COLIT X 101		
(a) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策		
中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、以下のい		
ずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。		
9.40mの示机力能によって、		
<u>咖啡</u>		
イ. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等		
1. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等 互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により3時		
間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 ①c1, ①c2【11		
<u>条 78】</u>		
□ C DI I 1667司 1.33 异体司(株工 48占 新 28 L 元).供		
ロ. 6 m以上離隔,火災感知設備及び自動消火設備		
互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、仮置きするものを含めて可		
燃性物質のない水平距離 6 m 以上の離隔距離を確保する設計とする。 ①d		
【11 条 79】		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	#11 * (DB) / #32 * (SM) EVMA
火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設		
備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる		
<u>設計とする。⑪e【11 条 80】</u>		
八. 1時間耐火隔壁等,火災感知設備及び自動消火設備		
互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により1時		
間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 ⑪g1【11 条 81】		
火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設		
備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる		
<u>設計とする。⑪g2<mark>【</mark>11条82】</u>		
(b) 中央制御室の火災の影響軽減対策		
<u>イ. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減</u>		
中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証		
<u>試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙感知器の設置によ</u>		
る早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え,火災		
により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の		
区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高		
温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、火災の影響軽減		
<u>のための対策を講じる設計とする。 ⑩hl 【11 条 83】</u>		
離隔距離等による分離として,中央制御室の制御盤については区分毎に		
別々の盤で分離する設計とし、一つの制御盤内に複数の安全区分のケーブ		
<u>ルや機器を設置しているものは、区分間に金属製の仕切りを設置する。ケ</u>		
<u>ーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲</u>		
<u>〜火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様の</u>		
テフゼル電線及び難燃ケーブルを使用し、離隔距離等により系統分離する		
<u>設計とする。(Di 【11 条 84】</u>		
中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とすると		
ともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、		
異区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて盤内へ高感度煙感知		
器を設置する設計とする。⑪j 【11 条 85】		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は,相違箇所】	
火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等,		
火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。 ⑪k 【11 条 86】		
ロ. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策		
中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは,運転員の		
操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御		
<u>室床下コンクリートピットに敷設する火災防護対象ケーブルについても</u>		
互いに相違する系列の3時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離,又		
は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため、中央制御室		
床下コンクリートピットについては、下記に示す分離対策等を行う設計と		
<u>する。</u>		
(イ) コンクリートピット等による分離		
中央制御室床下コンクリートピットは,安全区分ごとに分離されている		
ため,安全区分の異なるケーブルは分離して敷設する設計とし、コンクリー		
トピットは,1時間の耐火能力を有する構造(原子力発電所の火災防護指針		
JEAG4607-2010 [解説-4-5]「耐火壁」(2)仕様を引用)とする。		
(口) 火災感知設備		
中央制御室床下コンクリートピット内には、固有の信号を発する異なる		
2 種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する		
設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。		
また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能と		
なるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御		
室に設置し常時監視できる設計とする。受信機盤は、作動した火災感知器		
を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。		
(ハ) 消火設備		
中央制御室床下コンクリートピット内には、系統分離の観点から中央制		
御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備		
(局所)を設置する設計とする。		
この消火設備は、それぞれの安全系区分を消火できるものとし、故障警		
報及び作動前の警報を中央制御室に吹鳴すると共に、時間遅れをもってハ		
ロンガスを放出する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が		
可能となるよう、非常用電源から受電する。 Wh2		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針(DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【 炒水口时45, 气口严回//]	【 I がいじょ、 10月 回 77 】	
(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策		
原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の発生は		
想定されない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停		
止期間であるが、わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏		
まえ,以下の火災の影響軽減対策を講じる。①o1 【11 条 87】		
なお、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等		
<u>を管理する。 ① o2 【11 条 88】</u>		
イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり		
<u>対策を行う。⑪o3 【11 条 89】</u>		
(7) 1.似叶牡牡丹松田林江 人民制力最始然为什田林江上区1.似为民郷		
(イ) 火災防護対象機器等は、金属製の電線管の使用等により火災の影響 軽減対策を行う設計とする。【11 条 90】 ①04		
<u> </u>		
(ロ) 火災防護対象機器等は、原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び		
火災防護対象ケーブルは,系統分離の観点から安全区分 I と安全区分 II 機		
器を可能な限り離隔して配置し、異なる安全区分の機器間にある介在物(ケ		
ーブル,電磁弁)については,金属製の筐体に収納することや本体が金属製		
であることで延焼防止対策を行う設計とする。 <u>(1)</u> o5 【11 条 91】		
(ハ) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは,可能な限り位置的分		
散を図る設計とする。 ⑩ 6 【11 条 92】		
(二) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域		
モニタの核計装ケーブルを露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点か		
ら、起動領域モニタはチャンネル毎に位置的分散を図って設置する設計と		
<u>する。⑪1<mark>【</mark>11条93】</u>		
中. 火災感知設備については、アナログ式の異なる 2 種類の火災感知器		
(煙感知器及び熱感知器)を設置する設計とする。 ((1) 【11 条 94】		
ハ. 原子炉格納容器内の消火については、消火器を使用する設計とする。		
また、消火栓を用いた消火ができる設計とする。		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	新日本 (DB) / 新記末 (SH) とり利比
なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉		
格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒		
素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し、早期の消火		
活動を実施する。①m 【11条95】		
(d) 換気設備に対する火災の影響軽減対策		
火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に設置する換気設備には、		
他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有す		
る防火ダンパを設置する設計とする。 (Dq1 【11 条 96】		
換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用		
<u>する設計とする。⑪q2【11条 97】</u>		
(e) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策		
通常運転員が常駐する火災区域は中央制御室のみであるが、中央制御室		
の火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備		
<u>を配備する設計とする。即r【11 条 98】</u>		
<u>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引</u>		
火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、ハロゲン化物自動		
消火設備 (全域) 又は, 二酸化炭素自動消火設備 (全域) による早期に消火		
により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要であ		
<u>る。⑪s【11 条 99】</u>		
(f) 油タンクに対する火災の影響軽減対策		
火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排		
気, 又はベント管により屋外に排気する設計とする。 ①t 【11 条 100】		
b. 原子炉の安全確保		
(a) 原子炉の安全停止対策		
イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定し		
た設計		
想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉		
停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重		
化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、発電用原子炉の高		
温停止及び低温停止が達成できる設計とする。 ①u1 【11 条 101】		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA)	第 11 条 (D B) /第 52 条 (S A) との対比
【下線部は、相違箇所】	【下線部は、相違箇所】	
ロ. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計		
発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基		
準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審		
査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処する		
ための機器に単一故障を想定しても、多重性をもったそれぞれの系統が同		
時に機能を喪失することなく,原子炉の高温停止,低温停止を達成するこ		
<u>とが可能である設計とする。(Du2 【11 条 102】</u>		
(b) 火災の影響評価		
イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定し		
た設計に対する評価		
設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用		
原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求		
される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの		
系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成		
し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。 ① u1 【11		
条 103】		
(ノ) 除位する小巛豆は(豆両)笠)を影響されらない相合		
(イ) 隣接する火災区域(区画)等に影響を与えない場合 当該火災区域に設置される全機器の機能喪失を想定しても,原子炉の高		
温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。 mu3 [11]		
無行が可能しめることを確応する。 11 条 104】		
木 104]		
(ロ) 隣接する火災区域 (区画) 等に影響を与える場合		
当該火災区域と隣接火災区域の2 区画内の火災防護対象機器及び火災防		
護対象ケーブルの有無の組み合わせに応じて、火災区域内に設置される全		
機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維		
 		
14 W - 1 line CONDIC C C REPUBLY TO WALL 111 X 1001		
ロ. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に		
対する評価		
内部火災により、原子炉に外乱が及ぶ可能性、又は安全保護系、原子炉		
停止系の作動が要求される事象が発生する可能性があるため、「発電用軽水		
型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過		

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (DB) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (SA) 【下線部は、相違箇所】	第11条 (DB) /第52条 (SA) との対比
渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、多重性をもったそれぞれの系統が同時に機能を喪失することなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成することが可能であることを火災影響評価により確認する。①u2【11条106】		
2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について,「表 1 火災防護設備の 主要設備リスト」に示す。【11条 107】	2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について,「表 1 火災防護設備の 主要設備リスト」に示す。【52条 48】	